



令和元年（2019年）12月20日（金）15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>全道「交通死亡事故多発警報」の発表について</p>	
<p>配付資料</p>	<p>全道「交通死亡事故多発警報」の発表について</p>	
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>○全道で12月18日から19日にかけて5件の交通死亡事故が発生し、5人の方が亡くなりました。このことにより、警報発表基準に達したことから、全道の交通死亡事故多発警報を発表しました。</p> <p>発表内容の詳細は別紙のとおりです。</p> <p>警報期間：令和元年12月20日（金）～12月31日（火）の12日間</p> <p>12月18日：3件 札幌市1人死亡 富良野市1人死亡 栗山町1人死亡</p> <p>12月19日：2件 大空町1人死亡 壮瞥町1人死亡</p> <p>※参考 交通死亡事故多発警報の発表基準（全道）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日間で5件以上</li> <li>・ 3日間で2件以上かつ6人以上の死者</li> </ul> <p>○ オホーツク総合振興局では市町村への周知、広報車を活用した広報啓発、パトライト作戦を実施します。</p> <p>道民への注意喚起を促すため、積極的な報道をお願いします。</p>	
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>同時配布</p>	<p>道政記者クラブ及び各振興局で同時配布</p>
<p>担当（連絡先）</p>	<p>□環境生活部くらし安全局道民生活課（担当者：藤井智佳士） 直通 011-204-5219 内線 24-160</p> <p>□オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課長 大月 淳 直通 0152-41-0626 内線 2950</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>	

## 全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和元年12月20日  
北海道

項 目	内 容	備 考
1 警報発表事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況</p> <p>① 令和元年12月18日（水）午前5時58分ころ 富良野市字西学田二区先路上 普通乗用×歩行者（背面歩行中） 死者1人（歩行者 86歳男性）</p> <p>② 令和元年12月18日（水）午前6時34分ころ 札幌市手稲区前田5条15丁目7番先路上 軽四乗用×歩行者（左から横断） 死者1人（歩行者 77歳男性）</p> <p>③ 令和元年12月18日（水）午後5時22分ころ 夕張郡栗山町桜丘1丁目80番地先路上 普通乗用×歩行者（右から横断） 死者1人（歩行者 83歳女性）</p> <p>④ 令和元年12月19日（木）午前2時5分ころ 網走郡大空町女満別昭和158番地先路上 軽四乗用（単独路外逸脱） 死者1人（運転者 51歳男性）</p> <p>⑤ 令和元年12月19日（木）午後5時22分ころ 有珠郡壮瞥町字久保内18番地先路上 軽四乗用×軽四乗用（正面衝突） 死者1人（2当同乗者 69歳女性）</p> <p>(2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数が2日間で5件となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、20日に北海道知事名で交通死亡事故多発警報を発表しました。</p>	<p>※警報発表 12月20日 15:00</p> <p>※全道の警報発表基準 3日間で5件以上</p> <p>※本年の全道警報は3回目 (前回10/30～11/10)</p> <p>※12/19現在 ・本年死者 150人 ・前年比 +13人</p>
2 警報期間	令和元年12月20日（金）～12月31日（火）までの12日間	
3 各機関による推進事項（案）	<p>(1) 北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体への周知</li> <li>・緊急対策会議の開催及び開催に合わせた啓発活動</li> <li>・広報車を活用した広報啓発活動の実施</li> <li>・自治体、安協、安管等の交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施</li> </ul> <p>(2) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車等を活用した地域住民への周知</li> <li>・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施</li> <li>・交通指導員等による街頭指導の強化</li> </ul> <p>(3) 北海道警察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故分析資料の提供</li> <li>・レッド警戒等による警戒活動の強化</li> <li>・ホームページ、電光掲示板等による広報</li> <li>・交通情報板、懸垂幕等による広報活動</li> <li>・交通指導取締り活動の強化</li> </ul> <p>(4) 道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路情報提供板による警報周知</li> </ul> <p>(5) 安協、安管、トラック協会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パトライト作戦の実施</li> <li>・事業所への警報発表周知と交通事故防止指導等</li> </ul>	
4 運転者等への注意喚起のお願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路横断中を含め、歩行者の動きに注意する。</li> <li>○ 自動車は速度出し過ぎに注意する。</li> <li>○ 凍結路面におけるスリップ防止など、天候、路面状況に合わせた運転をする。</li> <li>○ 交差点では、信号や一時停止は確実に守り、安全確認を徹底する。</li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを正しく着用する。</li> </ul>	